

改正

平成23年3月23日条例第10号

千歳市病児・病後児保育施設条例

(設置)

第1条 病氣中又は病氣の回復期にある児童の健全な育成を図るため、千歳市病児・病後児保育施設（以下「病児・病後児保育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 病児・病後児保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千歳こどもデイケアルーム	千歳市北光2丁目1番9号

(職員)

第3条 病児・病後児保育施設に必要な職員を置く。

(対象児童等)

第4条 病児・病後児保育施設における保育（以下「病児・病後児保育」という。）の対象となる児童は、市内に住所を有する生後6月から小学校第3学年までの児童であって、保育所若しくは学童クラブに入所しているもの又は保護者の勤務の都合、傷病、出産その他のやむを得ない理由により一時的に家庭での保育が困難であると認められるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当面症状の急変は認められないが、病氣の回復期に至っていないため集団保育を受けることが困難な者
- (2) 病氣の回復期にあるが、集団保育を受けることが困難な者

2 病児・病後児保育の定員は、規則で定める。

(申込み)

第5条 病児・病後児保育を受けようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申込みをしなければならない。

(審査)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに審査し、その結果を当該申込みをした者

に通知しなければならない。

(保育の制限)

第7条 市長は、病児・病後児保育を受ける児童が、次の各号の一に該当するときは、当該病児・病後児保育を中止し、又は解除することができる。

- (1) 第4条第1項の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 病状が変化し、病児・病後児保育施設において対応ができないとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(費用)

第8条 病児・病後児保育を受ける児童の保護者は、病児・病後児保育に要する費用について、規則で定める額を負担しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の負担すべき額を減免することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。